

2022年1月7日(金曜日)

〔ファクスだより〕

海事産業強化法(船員・内航海運関係)が
今年4月1日に施行されます！

昨年5月21日に公布された「海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第43号。通称「海事産業強化法」)に関し、船員・内航海運関係部分の施行期日を定める政令およびその施行に必要な規定の整備を行う政令が、同年12月24日に閣議決定されました。令和4年4月1日に施行されます。

概要

船員の働き方改革・内航海運の生産性向上等

(1)船員の労務管理の適正化

- ・労務管理責任者の選任、労務管理責任者の下での船員の労働時間等の管理、労働時間等に応じた適切な措置の実施等《船員法一部改正》
- ・船員派遣の場合の派遣先での適切な労務管理の実施《船員職業安定法一部改正》

(2)内航海運の取引環境の改善・生産性向上等

- ・内航海運業に係る契約の書面交付義務、荷主に對する勧告・公表制度の創設、船舶管理業の登録制度の創設等《内航海運業法一部改正》
- ・エンジン等の遠隔監視を活用した検査簡素化制度の創設《船舶安全法一部改正》

連絡先

国交省海事局船員政策課

03 | 5253 | 8652